

小牧市民病院勤怠管理システム導入業務委託プロポーザル実
施要綱

〔 令和 8 年 1 0 月 1 5 日 〕
〔 8 小 院 総 第 1 6 0 6 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、小牧市民病院勤怠管理システム導入業務について、技術的に最適な者（以下「最適者」という。）を特定するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）を実施することとし、その手続について必要な事項を定めるものとする。

(業務の概要)

第 2 条 対象とする業務は、小牧市民病院勤怠管理システム導入業務（以下「業務」という。）とする。

(参加資格)

第 3 条 プロポーザルに参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 第 5 条に規定する参加表明書を提出する日から第 7 条第 2 項に規定する最適者及び次点者 1 者を特定する日までの間に、次に掲げる措置を受けていない者
 - ア 小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成 1 1 年 3 月 4 日 1 1 小総第 4 7 号）に基づく指名停止の措置
 - イ 小牧市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 2 4 年 6 月 2 5 日付け小牧病院事業管理者・愛知県小牧警察署長締結）に基づく排除措置又はこれに準ずる措置
- (3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 1 7 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 2 1 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の小牧市入札参加資格の登録がされたものについては、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (4) 国税、県税及び市税の滞納がない者。

(5) 病院又は自治体において、勤怠管理システム又はこれに類するシステムの構築若しくは更新実績を有する者。

2 プロポーザルへの参加は、単体企業によるものとする。

(公募の公告)

第4条 病院事業管理者（以下「管理者」という。）は、プロポーザルに参加しようとする者に必要な参加資格、条件、業務の内容その他プロポーザルに必要な事項について公告するものとする。

2 管理者は、前項の規定による公告をしたときは、その内容を小牧市民病院ホームページ等（以下「ホームページ等」という。）において公表するものとする。

(参加表明書等の提出)

第5条 プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書及び技術提案書その他の提出書類（以下「技術提案書等」という。）を管理者が指定する日までに管理者に提出しなければならない。

(提出者の公表)

第6条 管理者は、参加表明書及び技術提案書等を提出した者（以下「提出者」という。）を前条の管理者が指定する日後、速やかに病院ホームページ等において公表するものとする。

(審査)

第7条 管理者は、別に定める評価基準に基づき、小牧市民病院勤怠管理システム導入業務委託プロポーザル審査委員会に技術提案書等の内容の聴取等を行わせ、最適者及び次点者1者を選定させ、並びにその結果を報告させるものとする。

2 管理者は、前項の報告に基づき、最適者及び次点者1者を特定するものとする。

3 管理者は、前項の規定により最適者及び次点者として特定した提出者に対してはその旨を、特定しなかった提出者に対しては特定しなかった旨及びその理由を通知するものとする。この場合において、提出者は、審査結果に関する問合せ及び異議の申立ては一切できないものとする。

(最適者及び次点者の公表)

第8条 前条第2項の規定により特定された最適者及び次点者については、速やかにホームページ等において公表するものとする。

(雑則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、プロポーザルの手続きについて必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 1 0 月 1 5 日から施行する。
- 2 この要綱は、第 8 条の規定による公表をもって、その効力を失う。